

# タイにおける商標権侵害対策 【その1】



Satyapon & Partners Ltd.

Satyapon Sachdecha

Satyapon 事務所は 1995 年に設立したバンコクにある知的財産権法律事務所です。弁護士数は 15 名です。出願も取り扱うが特に商標の訴訟を多く取り扱う。Satyapon Sachdecha 氏は Satyapon 事務所創設者で、タイ国知財協会の会長等要職を兼ねる弁護士・弁理士でもあります。

タイにおける商標権侵害対策について、全 2 回のシリーズで紹介する。

タイにおいては、商標権侵害は刑事上の犯罪であるとともに民事上の違法行為である。つまり、商標権者が自らの商標権を侵害した者に対して法的措置をとる場合、2 つの重要な選択肢があることになる。

商標権侵害の撲滅もしくは大幅な低減を目指す場合、望ましい選択は警察による強制立ち入り捜査とその後の告発につながる刑事訴訟である。

## ■ 犯罪の告発

権利者は自ら刑事訴訟を起こすことができるが、警察は被疑者を逮捕する権限や侵害品の捜査押収（押収品は裁判における重要な証拠として役立つ）を行う権限を持っているため、警察に犯罪の処分を委ねることもある。

登録商標の侵害は、商標法第 108～110 条に基づき犯罪とされる。問題の商標がタイにおいて登録されていなくても、他の国や地域で登録されていれば、刑法第 273～275 条が適用される。商標登録が全くなされていない場合や侵害被疑製品が正規品と同種でない場合であっても、その商標が周知であれば、刑法第 275 条と併せて刑法第 272 条(1)が適用される。

刑事訴訟は、商標権者の代理人が法執行機関に告訴状を提出した後に開始される。法執行機関としては、経済犯罪捜査部、首都警察、地方警察、犯罪抑止部な

ど、管轄権を有する警察当局が考えられる。法務省の特別捜査局等、警察以外の法執行機関も存在する。

告訴状を提出するためには、商標登録証および署名入りの委任状（商標権者が発行し、公証人が証明したもの）が必要になる。公証認証は要件とはなっていないが、強く推奨される。訴訟は侵害が発生した日から5年以内に提起されなければならない。

商標権侵害は国家に対する犯罪と見なされるため、一度提起された刑事訴訟の取り下げや交渉による解決は不可能である。警察および検察官は、そのような犯罪の告発手続を最終的な判決に至るまで推し進める義務を負っている。

刑事上の措置をとる前に、商標権者は侵害の停止を求める警告状の送付することも考えられる。侵害停止の要求が通らなかった場合には、更に強力な措置を検討してもよいだろう。

### ■ 刑事訴追手続

商標権者もしくは商標権者の代理人は、侵害行為に関する情報を発見や収集するための調査を実施することができる。徹底した調査を行った上で侵害を発見することができた場合、代理人は立入捜査を進めるために商標権者の承認を求める。承認が得られた場合、告訴状が警察に提出される。警察がその訴状に実体があると認めた場合、警察は捜査令状を取り、強制的な立入捜査を実施する。侵害製品を確認するため、商標権者の代理人が警察に同行するのが普通である。商標権侵害に相当する製品は押収され、侵害者は逮捕されることになるであろう。押収品は、裁判所が終局的な判決を言い渡すまで警察の管理下に置かれる。

徹底した調査を行った上で警察が侵害被疑者の訴追を決定した場合、その事案は検察官に付託され、検察官は国の代理人として中央知的財産および国際取引裁

判所 (Central Intellectual Property and International Trade Court : CIPITC)に訴訟を提起する。

商標権者は、特に訴訟事実について争いがある場合には、共同原告として訴訟に参加することができる。統計が示すところによれば、侵害訴訟においては被告のおよそ 98%が有罪を認めている。侵害者が有罪を認めた場合、警察がその事案を検察官に引き継ぐまでに要する時間は1~2ヶ月であろう。最初の立入捜査の日から最終的な判決までに要する期間はおよそ4~6ヶ月である。

### ■ 刑事訴訟による救済

商標権の侵害に対する刑事罰は、罰金もしくは懲役またはその両方である。被告に科される刑罰の軽重を決定するにあたり、裁判所は自らの裁量権を行使することができる。終局的判決が言い渡された後、侵害製品はすべて破棄されるが、侵害者からの損害賠償は得られない。

タイの登録商標を侵害した者は4年以下の懲役および、または400,000バーツ以下の罰金に処せられるのに対し、未登録商標を侵害した者に科される処罰は3年以下の懲役および、または6000バーツ以下の罰金である。

被告が有罪を認めた場合、裁判所は当該被告に科される刑罰を半減することができる。商標権侵害訴訟ではほとんどの被告が有罪を認める。減刑を認められた被告がその後5年以内に同一の法律に基づく犯罪を繰り返した場合、その犯罪に科される刑罰は2倍に加重される。被告が過去の訴訟で罰金刑しか科されていない場合にもこの法規は適用される。

初犯の侵害者や侵害製品の販売者および輸入者に対して、裁判所は通常罰金刑を科す。侵害者は収監されることもあるが、ほとんどの場合、裁判所は刑の執行を猶予して条件付きないし無条件で侵害者を釈放する。稀なケースとして、侵害

製品が非常に大量である場合、あるいは侵害行為が人々の健康や公衆衛生に関わる場合には、タイの裁判所も執行猶予なしの懲役刑を科すことがある。

中央知的財産および国際取引裁判所の判決に不服がある場合には、最高裁に上告することができる。

タイにおける商標権侵害対策、「民事上の法執行」などについて【その2】で解説する。

[【その2】へ続く](#)

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)